

議 第 1 9 号 議 案

性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書の提出について
性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書を別紙のとおり、富士見市
議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年9月22日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 加 賀 奈々恵

賛成者 同 尾 崎 孝 好

同 深 瀬 優 子

同 川 畑 勝 弘

同 宮 尾 玲

同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

性犯罪の実態に即した刑法の更なる改正を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格及び尊厳を著しく侵害し心身への深刻な後遺症を長期間にわたって残す悪質かつ重大な犯罪である。

その悪質性及び重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声が高まったため、2017年に110年前につくられた日本の刑法性犯罪が大幅に改正されたが、性暴力の実態が十分に反映されたとは言えず、刑法性犯罪の積み残された課題が残っている。

現在も国の法制審議会にて議論が続けられているが、刑法を性被害の実態に即したものに改正し、関連法整備や性被害者支援施策の強化を早急に行うことが必要であると考えます。

例えば、性的虐待については性交同意年齢が13歳と諸外国に比べて低いこともあり、13歳以上の未成年が性的虐待（または性犯罪被害）の被害にあった場合であっても、日常的に繰り返される虐待のケースで被害者が次第に無気力になり抵抗力を失っている場合において無罪とされる判決が見受けられる。

また、13歳以上に対する性暴力においても、恐怖心などから被害者が目立った抵抗をしなかった場合には裁判で抗拒不能が立証されるに至らず、過失犯の処罰規定も存在しないため無罪とされる判決が散見され、改正後の規定でも、なお社会として性被害を防止するに十分な抑止力を果たしているとは言い難い状態にある。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、性犯罪に関する刑法改正の議論において、下記の見直しを行うように要望する。

記

- 1 諸外国の例にならい、性交同意年齢（現行13歳以上）を引き上げること。
- 2 相手方の同意に関する合理的確信がない場合や、相手方の自発的意思の確認に関する注意を著しく怠った場合も有罪とする過失犯などの処罰規定を創設すること。
- 3 公訴時効の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
法務大臣 葉梨康弘様
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)
小倉将信様